

令和 6 年度 第 4 回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 16 日（火）午後 1 時 30 分～2 時 53 分
- 2 場 所 市役所本庁 4 階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員（15名）、欠席委員（0名）

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等（5名）

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員（2名）、農業振興課（1名）

- 4 議事録署名委員の指名 11 番 衛藤 英教 14 番 三代 忠佑

5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第 8 号 農地所有適格法人の要件審査について
- (4) 報告第 9 号 令和 6 年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見

6 議 事

- (1) 議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について
- (2) 議案第 21 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（配分替）（案）について
- (3) 議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 23 号 現況証明（非農地証明）について
- (5) 議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

事務局長 （総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は15名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行～

日程1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。
11番（衛藤英教委員）、14番（三代忠佑委員）

日程3

報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告
前回定例総会から本日までの経過の報告。（資料に基づき説明）
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第8号 農地所有適格法人の要件審査について
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第9号 令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善についての意見
本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程 4 議 事

議長 ◆議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画 (案) について
本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議長 提出者の説明が終わりました。
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画 (案) について」は、原案のとおり「問題ない」とします。

◆議案第 21 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画 (配分替) (案) について
本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議長 提出者の説明が終わりました。
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第 21 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(農業振興課) (挙手全員)

議長 「議案第 21 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画 (配分替) (案) について」は、原案のとおり「問題ない」とします。

(農業振興課職員 退席)

◆議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から 9 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番から 3 番の案件を 2 番委員に、番号 4 番と 5 番の案件を 12 番委員に、番号 6 番と 7 番の案件を 9 番委員に、番号 8 番と 9 番の案件を 7 番委員にお願いします。

2 番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
12 番委員 審査の結果、不許可要件の 6 項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていること
9 番委員 ことから、問題ないと認められました。
7 番委員

議長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第 22 号の 9 案件についてこれより質疑を許可します。

5 番委員 番号 1 番と 4 番の案件ですが、これは農地中間管理事業における使用貸借の案件ではないかと思われるのですが、農地法 3 条での申請であるということは、貸借の期間が短いからですか。

(事務局) 番号 1 番については、所有者の方から、農地の利用について条件があります。農薬をあまり使わないで欲しい、期間は 3 年以内にして欲しいなど、他にも条件があり、そのままの条件で借り手を探しても、なかなか見つからない可能性があるため、今回は農地法 3 条で申請をしたものです。

番号 4 番は、本年 4 月の総会で否決した案件です。当該申請地にはビニール等が散乱しており荒れていて農地としてすぐに営農出来る状態ではなかったが、今回、譲受人が営農できる状態にして 1 年の貸借で申請をしたものです。農地中間管理事業での申請も可能ですが、短期での申請は理由が必要になるため、今回は農地法 3 条での申請となりました。

議長 他にありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 22 号の 9 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第 22 号の 9 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 23 号 現況証明 (非農地証明) について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号 1 番から 11 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番から4番の案件を2番委員に、番号5番から8番の案件を12番委員に、番号9番と10番の案件を9番委員に、番号11番を7番委員にお願いします。

2番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
12番委員 調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。
9番委員
7番委員

議 長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第23号の11案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第23号の11案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。
これから採決します。議案第23号の11案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第23号 現況証明（非農地証明）について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第24号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
本件については、10番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席を求めます。

(11番委員 退席)

これより質疑を許可します。

2番委員 要請について意見を求めるとのことですが、農業委員会として要請の可否を話し合えば良いのですか。

(事務局) 豊後大野市農業委員会として促進計画を作っているか、ということについて皆さんのご意見をお願いします。

9番委員 これまで、農地の売買は農地法3条で申請されていたが、今後はこの形で申請されるのですか。

(事務局) 農地法3条の売買は、これまで通りです。県の公社が行う農地売買等支援事業の制度が4月から変わったため、まず、促進計画を作成し、それから売買支援が進んでいくこととなります。
担い手に集積していくということが関係しています。

9番委員 譲受人は、担い手に限るということですか。

(事務局) その通りです。

4 番委員 担い手とは具体的にはどのような対象でしょうか。

議長 認定農業者だと理解しています。

4 番委員 土地の売買に中間管理機構が入り、機構が探す仕組みということでしょうか。

(事務局) 譲り受ける方はおります。認定農業者の方です。

7 番委員 豊後大野市の認定農業者の方であれば良いのですか。

4 番委員 中間管理機構が窓口になった場合は、土地のトラブル、お金のトラブルも全部中間管理機構が責任を持ってするんですね。

議長 概ねそういうことだと思います。
他にありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
これから採決します。議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について」は、原案のとおり決定されました。

11 番委員の入室を認めます。

(11 番委員 入室)

その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議長 その他ご意見等はございませんでしょうか。
無いようですので、これをもちまして、令和 6 年度第 4 回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程をを終了します。
長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定による議事録署名については、原本による。